

京都府暫定登録文化財について

京都府教育庁指導部文化財保護課

近年、国内各地で地震・水害・火災等の災害が頻発し、文化財の破損・劣化・散逸の危険性が高まっています。

京都府では、貴重な文化財の早期保護を図るため、平成29年4月から「暫定登録文化財」の制度を創設し、文化財保護の裾野を広げ、修復・保存・防災等のための補助を行います。

京都府内の文化財

—29年度から—

府指定文化財

府にとって重要なもの



府登録文化財

府内に特定地域にとって重要なもの



府指定文化財

府登録文化財

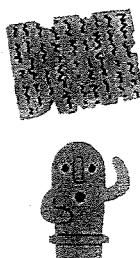
新

府暫定登録文化財

将来、国指定や府指定・登録文化財になる可能性のあるもの

未指定文化財

未指定文化財



保存・修理

保存・修理事業に対し、事業費の1/3を補助します。

- ・破損箇所の修理
- ・防災設備等の設置 等

維持管理

維持管理事業に対し、事業費の1/2を補助します。

- ・消火設備等の保守点検
- ・小修理 等

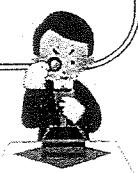
防災資機材

防災効果を高める防災資機材購入に対し、購入費の2/3を補助します。

- ・消火器
- ・収蔵箱 等

詳細については文化財保護課

(代 075-414-5896) へお問合せください



防災資機材整備補助のおしらせ

近年、国内各地で地震・水害・火災等の災害が頻発し、文化財の破損・劣化・散逸の危険性が高まっています。

京都府では、貴重な文化財を災害等から保護するため、平成29年度から、防災効果を高める消火器・収蔵箱等の防災資機材整備への補助を行います。

府指定文化財

補助率 2/3
上限額 30万円

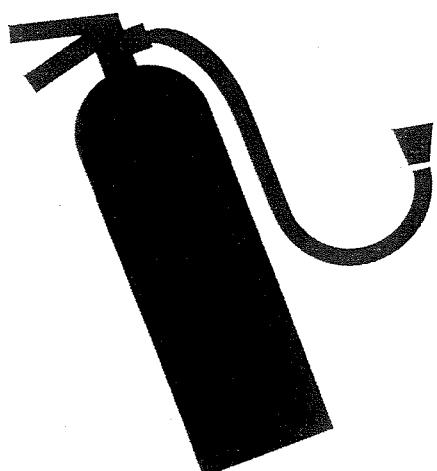
府登録文化財

補助率 2/3
上限額 25万円

府暫定登録文化財

補助率 2/3
上限額 20万円

※補助対象は、建造物・美術工芸品・有形民俗文化財に限る



お問合せは…

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府教育府指導部文化財保護課企画調整担当

TEL: 075-414-5896

FAX: 075-414-5897

京都府教育委員会規則第5号 京都府暫定登録文化財に関する規則

目次

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 登録 (第2条—第5条)
- 第3章 登録の取消し (第6条—第9条)
- 第4章 管理 (第10条—第19条)
- 第5章 保護 (第20条—第23条)
- 第6章 公開 (第24条)
- 第7章 鑑別 (第25条—第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）第52条第5項の規定により、同条第3項の規定による登録及びその登録された文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 登録

(登録)

第2条 京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、府の区域内に存する文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）若しくは条例の規定に基づき指定され、又は条例第52条第1項の規定により登録された文化財（以下「指定等文化財」という。）を除く。）のうち、一定の価値を有し、指定又は登録の基準を満たす可能性がある文化財を京都府暫定登録文化財（以下「府暫定登録文化財」という。）として登録することができる。

2 前項に規定する府暫定登録文化財の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府暫定登録有形文化財（以下「府暫定登録有形文化財」という。）
- (2) 京都府暫定登録有形民俗文化財（以下「府暫定登録有形民俗文化財」という。）
- (3) 京都府暫定登録史跡、京都府暫定登録名勝又は京都府暫定登録天然記念物（以下「府暫定登録史跡名勝天然記念物」と総称する。）

3 第1項の規定による登録は、教育委員会が府暫定登録文化財の種別ごとに、第26条第1項に規定する台帳に記載して行う。

(告示等)

第3条 前条の規定による登録については、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該府暫定登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

(報告)

第4条 教育委員会は、第2条の規定による登録について、京都府文化財保護審議会に報告しなければならない。

(登録の効力)

第5条 第2条の規定による登録は、第3条の規定による告示があった日からその効力を生じる。ただし、当該府暫定登録文化財の所有者に対しては、同条の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生じる。

第3章 登録の取消し

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、府暫定登録文化財が暫定登録文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由がある場合は、その登録を取り消すことができる。

2 府暫定登録文化財について指定等文化財となったときは、当該府暫定登録文化財の登録は、取り消されたものとする。

(告示等)

第7条 前条第1項の規定による登録の取消し、同条第2項の場合の登録の取消しについては、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該府暫定登録文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

(報告)

第8条 第6条第1項の規定による登録の取消しには、第4条の規定を準用する。

(登録の取消しの効力)

第9条 第6条第1項の規定による登録の取消しには、第5条の規定を準用する。

第4章 管理

(所有者の管理及び管理者)

第10条 府暫定登録文化財の所有者は、条例、この規則及び教育委員会の指示に従い、府暫定登録文化財の管理に努めるものとする。

- 2 府暫定登録文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該府暫定登録文化財を管理する者（以下「管理者」という。）を選任することができる。
- 3 府暫定登録文化財の所有者は、前項の規定により管理者を選任したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。管理者を解任し、又は変更した場合も同様とする。
- 4 管理者には、第1項の規定を準用する。

（管理団体による管理）

第11条 府暫定登録文化財につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは管理者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、市町村その他適当と認める団体（以下この条において「市町村等」という。）を指定して、当該府暫定登録文化財の保存のため必要な管理（当該府暫定登録文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該府暫定登録文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ当該府暫定登録文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定をしようとする市町村等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び市町村等に通知して行うものとする。

4 第1項の規定による指定には、第5条の規定を準用する。

5 管理団体には、前条第1項の規定を準用する。

第12条 教育委員会は、前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由がある場合は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第5条及び前条第3項の規定を準用する。

第13条 管理団体が行う管理に要する費用は、この規則に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受けける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（管理団体による修理又は復旧）

第14条 管理団体が府暫定登録有形文化財若しくは府暫定登録有形民俗文化財の修理又は府暫定登録史跡名勝天然記念物の復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめその修理又は復旧の方法及び時期について当該府暫定登録文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者（府暫定登録史跡名勝天然記念物にあっては、権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。）の意見を聽かなければならない。

2 管理団体が修理又は復旧を行う場合には、前条の規定を準用する。

（所有者等の変更）

第15条 府暫定登録文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

2 府暫定登録文化財の所有者又は管理者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、府暫定登録史跡名勝天然記念物について管理団体がある場合には、前2項の規定による届出は不要しない。

（滅失、毀損等）

第16条 府暫定登録文化財の所有者（管理者又は管理団体がある場合は、そのもの）は、当該府暫定登録文化財の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、その事実を知った後、速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

（府の区域外への所在の変更）

第17条 府暫定登録有形文化財又は府暫定登録有形民俗文化財について府の区域外への所在の場所の変更（以下この条において「区域外所在変更」という。）を行おうとするときは、所有者（管理者又は管理団体がある場合は、そのもの）は、区域外所在変更を行おうとする日の20日前までにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

2 次に掲げる場合であって、当該府暫定登録有形文化財又は府暫定登録有形民俗文化財が府の区域内の場所に復することが明らかなときは、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

（1）第23条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために区域外所在変更を行おうとするとき。

（2）第20条第1項の規定による届出をして行う現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為又は第21条第1項の規定による届出をして行う修理のために区域外所在変更を行おうとするとき。

（3）前2号に掲げる場合以外の場合であって、区域外所在変更が30日を超えないとき。

3 前項の規定により区域外所在変更の届出を行はず府暫定登録有形文化財又は府暫定登録有形民俗文化財の区域外所在変更

を行った場合において、事情の変更により当該府暫定登録有形文化財又は府暫定登録有形民俗文化財が府の区域内の場所に復さないこととなつたときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

4 火災、震災その他の災害に際し区域外所在変更を行う場合その他区域外所在変更を行うについて緊急やむを得ない事由がある場合には、第1項の規定にかかわらず、区域外所在変更を行つた後届け出ることをもつて足りる。

5 前項の届出は、区域外所在変更を行つた後速やかに行うものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第18条 府暫定登録史跡名勝天然記念物の登録地或内の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(管理者又は管理団体がある場合は、そのもの)は速やかにその旨を教育委員会に届け出るものとする。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第19条 府暫定登録文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該府暫定登録文化財に關しこの規則に基づいてする教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 府暫定登録文化財について、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、前項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、専ら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第5章 保護

(現状変更等の届出)

第20条 府暫定登録文化財に關しこの現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までにその旨を教育委員会に届け出るものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 府暫定登録文化財が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該府暫定登録文化財を原状に復するとき。

(2) 府暫定登録文化財が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

(3) 府暫定登録史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(4) 第23条第1項及び第2項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を行うとき。

(5) 非常災害のために必要な応急措置を執るとき。

(6) 府暫定登録文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

2 教育委員会は、府暫定登録文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し指導及び助言をすることができる。

(修理又は復旧の届出等)

第21条 府暫定登録有形文化財の修理又は府暫定登録史跡名勝天然記念物の復旧をしようとするときは、所有者又は管理団体は、修理又は復旧に着手しようとする日の20日前までにその旨を教育委員会に届け出るものとする。ただし、第23条第1項及び第2項の規定による補助金の交付を受け、又は前条第1項の規定による届出をして行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、府暫定登録有形文化財又は府暫定登録史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理又は復旧に關し技術的な指導及び助言をすることができる。

(保存に關する指導及び助言)

第22条 教育委員会は、府暫定登録文化財の所有者、管理者若しくは管理団体その他その保存に當たることを適當と認めるものに対し、当該府暫定登録文化財の保存のため必要な指導及び助言をすることができる。

(保存経費の補助)

第23条 教育委員会は、府暫定登録文化財の管理について、所有者又は管理団体がその負担に堪えないと、その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 府暫定登録有形文化財若しくは府暫定登録有形民俗文化財の修理又は府暫定登録史跡名勝天然記念物の復旧につき、多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合でかつ緊急に保存の必要がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 前2項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理、修理又は復旧に關し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理又は復旧について指揮監督することができる。

第6章 公開

(公開)

第24条 教育委員会は、府暫定登録有形文化財又は府暫定登録有形民俗文化財の所有者又は管理団体に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため当該府暫定登録有形文化財又は府暫定登録有形民俗文化財を出品することを勧奨することができる。

2 教育委員会は、府暫定登録文化財の所有者又は管理団体に対し当該府暫定登録文化財の公開を勧奨することができる。

第7章 細則

(適用除外)

第25条 第10条第2項から第4項まで、第15条から第18条まで、第20条及び第21条の規定は、第2条の規定による登録の際現に法第182条第2項の規定による市町村の文化財保護条例（以下「市町村条例」という。）の規定に基づき市町村指定文化財に指定され、市町村条例の適用を受けている府暫定登録文化財及び第2条の規定による登録後、市町村条例の規定に基づき市町村指定文化財に指定され、市町村条例の適用を受けることとなった府暫定登録文化財については、適用しない。

(台帳)

第26条 教育委員会は、府暫定登録文化財の登録及び府暫定登録文化財に係る記録の保存をするため、京都府登録文化財台帳その他必要な台帳を備えるものとする。

2 前項に規定する台帳には、その附属資料として府暫定登録文化財に係る写真等を備えておくものとする。

(京都府文化財保護条例施行規則の準用)

第27条 第10条第3項の規定による届出には、京都府文化財保護条例施行規則（昭和57年京都府教育委員会規則第5号。以下「施行規則」という。）第3条の規定を、第15条第1項の規定による届出には、施行規則第4条の規定を、第15条第2項の規定による届出には、施行規則第5条の規定を、第16条の規定による届出には、施行規則第6条の規定を、第17条の規定による届出には、施行規則第7条の規定を、第18条の規定による届出には、施行規則第31条の規定を、第20条第1項の規定による届出には、施行規則第14条及び第20条第1項の規定を、第21条第1項の規定による届出には、施行規則第13条、第14条及び第34条第1項の規定を準用する。この場合において、施行規則別記様式中「指定」とあるのは「暫定登録」と、「管理責任者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

広報資料

報道解禁日時の取扱い

8月22日(火)文化財保護審議会終了後
(正午目途)

平成29年8月21日

文化財保護課

第1回京都府暫定登録文化財の登録について

京都府教育委員会は、第1回の京都府暫定登録文化財を平成29年8月21日に、下記のとおり登録しましたので、お知らせします。

新たな府暫定登録文化財（全国初）434件を登録
建造物200件、美術工芸品213件、有形民俗13件、
記念物8件

注 府教育委員会は、文化財保護制度の枠組の外にある文化財の早期の保護を図るため、平成29年度に府独自、全国初の「暫定登録文化財」の制度を設け、文化財を良好な状態で次世代に継承することとしました。

記

1 今回暫定登録件数 434件

(内訳)

区分	暫定登録
有形文化財(建造物)	200
" (美術工芸品)	213
有形民俗文化財	13
記念物(史跡、名勝)	8
合計	434

2 府指定等文化財の件数

	指定	登録	文化財環境保全地区・決定	選定保存技術・選定	文化的景観・選定	暫定登録	計
件数	443	213	68	2	10	434	1,170

3 暫定登録の内容 別添資料のとおり

- 【問合せ先】
- ・建 造 物：建造物担当 (075-414-5898) 竹下、村瀬、柳
 - ・美 術 工 芸 品：美術工芸・民俗・無形文化財担当 (075-414-5901) 伊藤、中野
(考古資料)：記念物担当 (075-414-5903) 藤井
 - ・有 形 民 俗：美術工芸・民俗・無形文化財担当 (075-414-5901) 向田
 - ・史 跡、名 勝：記念物担当 (075-414-5903) 藤井、吹田

*写真データの提供 美術工芸・民俗・無形文化財担当

北垣 (k-kitagaki51@pref.kyoto.lg.jp)

吉田 (t-yoshida91@pref.kyoto.lg.jp)

第1回京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧(平成29年8月)

種別	建造物	有形文化財								有形民俗文化財	記念物			合計		
		美術工芸品									史跡	名勝	天然記念物			
		絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計							
市町村	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録	暫定登録		
京都市	163						5		5	1				169		
向日市						3		6	9		1			10		
長岡京市	13	25	7		2	4		1	39					52		
大山崎町	1	2	2						4					5		
宇治市		28							28					28		
城陽市									0	3				3		
八幡市		13	4						17					17		
京田辺市		10							10					10		
木津川市	20	38					2		40	2				62		
久御山町									0					0		
井手町									0					0		
宇治田原町									0					0		
笠置町									0	1				1		
和束町									0					0		
精華町									0					0		
南山城村									0	1				1		
亀岡市			19			4	3		26	1	3			30		
南丹市	3	1							1	3	2			9		
京丹波町									0			1		1		
綾部市		1					1		2		1			3		
福知山市									0					0		
舞鶴市			2						2	1				3		
宮津市		21					2		23					23		
京丹後市		4					1		5					5		
伊根町									0					0		
与謝野町							2		2					2		
計	200	143	34	0	2	11	16	7	213	13	7	1	0	434		

〈南丹市暫定登録文化財候補 一覧表〉

区分	種別(件数)	名称	員数	登録	所在地	所有者
建造物(38)	建造物(38)	園部高等学校 翼櫓(旧園部城翼櫓)	1棟	★	園部町小桜町97番地	京都府教育委員会
		園部高等学校 校門(旧園部城魯門)	1棟	★	園部町小桜町97番地	京都府教育委員会
		園部高等学校 茶所(旧園部城番所)	1棟	★	園部町小桜町97番地	京都府教育委員会
		城崎神社 本殿	1棟		園部町上木崎町岩崎27	宗教法人 城崎神社
		春日神社 本殿	1棟		園部町小山東町谷ノ下38	宗教法人 春日神社
		若宮神社 本殿	1棟		園部町横田岸ノ上41	宗教法人 若宮神社
		熊野神社 本殿	1棟		園部町黒田岩谷24	宗教法人 熊野神社
		熊野神社 拝殿	1棟		園部町黒田岩谷24	宗教法人 熊野神社
		都々古和氣神社 本殿	1棟		園部町熊崎二ガキ74	宗教法人 都々古和氣神社
		一原神社 本殿	1棟		園部町曾我谷北垣内33	宗教法人 一原神社
		鏡神社 本殿	1棟		園部町口司奥の谷39の乙	宗教法人 鏡神社
		八幡宮 本殿	1棟		園部町大西宮ノ本13	宗教法人 八幡宮
		八幡神社 本殿	1棟		園部町天引北山28	宗教法人 八幡神社
		八幡神社 拝殿	1棟		園部町天引北山28	宗教法人 八幡神社
		(大樹) 観音堂	1棟		園部町河原町2号23	
		徳雲寺 本堂(方丈)	1棟		園部町小山東町塩田谷7	宗教法人 徳雲寺
		徳雲寺 庫裏	1棟		園部町小山東町塩田谷7	宗教法人 徳雲寺
		徳雲寺 樓門	1棟		園部町小山東町塩田谷7	宗教法人 徳雲寺
		龍穏寺 本堂	1棟		園部町仁江甲溝畑1	宗教法人 龍穏寺
		龍穏寺 庫裏	1棟		園部町仁江甲溝畑1	宗教法人 龍穏寺
		龍穏寺 座禅堂	1棟		園部町仁江甲溝畑1	宗教法人 龍穏寺
		龍穏寺 表門	1棟		園部町仁江甲溝畑1	宗教法人 龍穏寺

〈南丹市暫定登録文化財候補 一覧表〉

区分	種別(件数)	名称	員数	登録	所在地	所有者
建造物(38)	建造物(38)	普済寺 鎮守天満宮本殿	1棟		園部町若森庄氣谷76	宗教法人 普済寺
		船井神社 本殿	1棟		八木町船枝才ノ上51	宗教法人 船井神社
		日吉神社 本殿	1棟		八木町神吉西河原16の4	宗教法人 日吉神社
		龍興寺 本堂	1棟		八木町八木西山6の1	宗教法人 龍興寺
		志波加神社 本殿	1棟		日吉町志和賀宮ノ岡50	宗教法人 志波加神社
		日吉神社 本殿	1棟		日吉町畠郷宮ノ段20	宗教法人 日吉神社
		日吉神社 本殿	1棟		日吉町胡麻野化36	宗教法人 日吉神社
		岡安神社 本殿	1棟		日吉町四ツ谷際田12	宗教法人 岡安神社
		笛吹神社 本殿	1棟		日吉町木住宮ノ平	宗教法人 笛吹神社
		日吉神社 本殿	1棟		日吉町大字殿田上小牧	宗教法人 日吉神社
		熊野神社 本殿	1棟		日吉町大字下佐々江	宗教法人 熊野神社
		八幡宮 本殿	1棟		日吉町大字上佐々江	宗教法人 八幡宮
		宝泉寺 薬師堂	1棟		美山町小渕中ノ元9	宗教法人 宝泉寺
		西乗寺 本堂	1棟		美山町下平屋上ノ山24	宗教法人 西乗寺
		光照寺 本堂	1棟		美山町静原猪谷戸6	宗教法人 光照寺
		法明寺 本堂	1棟		美山町鶴ヶ岡ノブ15	宗教法人 法明寺
記念物(2)	記念物(2)	摩氣神社境内	1	★	園部町竹井宮ノ谷3	宗教法人 摩氣神社
		生身天満宮境内	1	★	園部町美園町1号68番地	宗教法人 生身天満宮
美術工芸品(1)	美術工芸品(1)	紙本金地著色吉野山図 六曲屏風	1隻	★	園部町埴生中西52	宗教法人 最福寺
有形民俗文化財(3)	有形民俗文化財(3)	大堰川上流域の漁撈用具	76点	★	園部町小桜町47番地	南丹市
		生身天満宮祭礼絵巻	1巻	★	園部町美園町1号67番地	武部 昌英(生身天満宮宮司)
		生身天満宮天満宮おみくじ版木及 び閑連用具	18点	★	園部町美園町1号68番地	宗教法人 生身天満宮

第1回京都府暫定登録文化財の代表事例

【建造物】(別表1-2)

◆名称・員数 園部高等学校 翼櫓(旧園部城翼櫓) 1棟

◆所 在 地 南丹市園部町小桜町

◆所 有 者 京都府

旧園部城翼櫓。園部城は、園部藩が慶応4年(1868)に明治新政府に築城を願い出て認められ、明治2年(1869)に竣工した日本で最後の城郭である。内部は四周に武者走りを取り、外部正面に千鳥破風を飾るなど、中規模の櫓門ながら格式高く造る。

【建造物】(別表1-108)

◆名称・員数 八坂神社末社 美御前社 1棟

◆所 在 地 京都市東山区祇園町北側

◆所 有 者 宗教法人八坂神社

社伝によると、齊明天皇2年(656)に素戔鳴尊を奉斎したことに始まるとする。二十二社の一社。末社美御前社は天正19年(1591)に建立し、延宝6年(1678)に庇を付加したことが棟札及び社蔵文書より判明し、建立以降の経緯も判明する。八坂神社に特有の外観を持つ。

【美術工芸品】(別表2 (1)-65)

◆区 分 絵 画

◆名称・員数 紙本著色徳川家康像 1幅

◆所 有 者 宗教法人正法寺(八幡市)

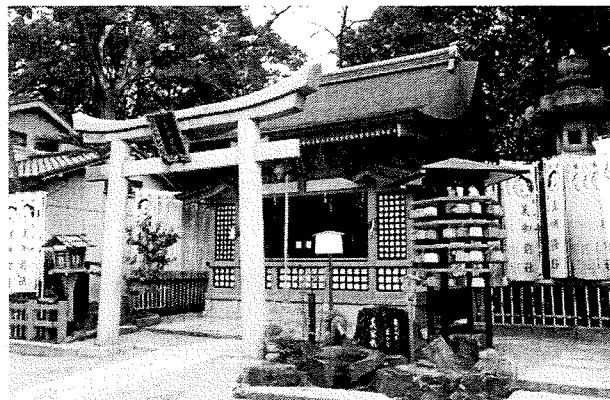
八幡市男山の山麓に所在する正法寺の徳川家康像で、尾張徳川家初代である徳川義直が自ら描き、その母で家康の側室である相応院が寛永14年(1637)に寄進したもの。毎年の家康の命日に祈祷されたと考えられる。尾張徳川家の庇護をうけて発展した正法寺の歴史を象徴する作品。

第1回京都府暫定登録文化財の代表事例

建造物



そのべっこうとうがっこうたつみやぐら
園部高等学校翼櫓(旧園部城翼櫓)
(京都府・南丹市)



やさかじんじやまつしゃうつくしごぜんしゃ
八坂神社末社美御前社
(八坂神社・京都市)

美術工芸品(絵画)



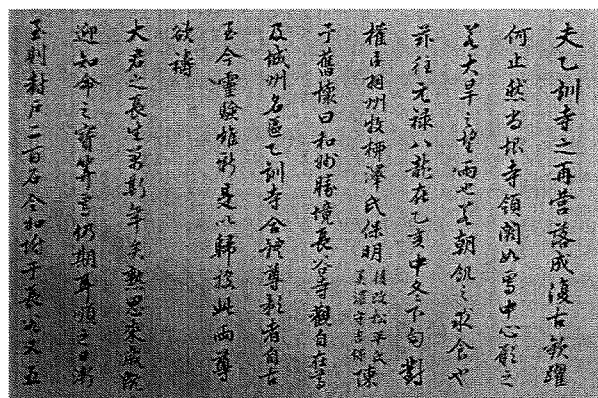
しほんちやくしょくとくがわいえやすぞう
紙本著色徳川家康像(正法寺・八幡市)

美術工芸品(彫刻)

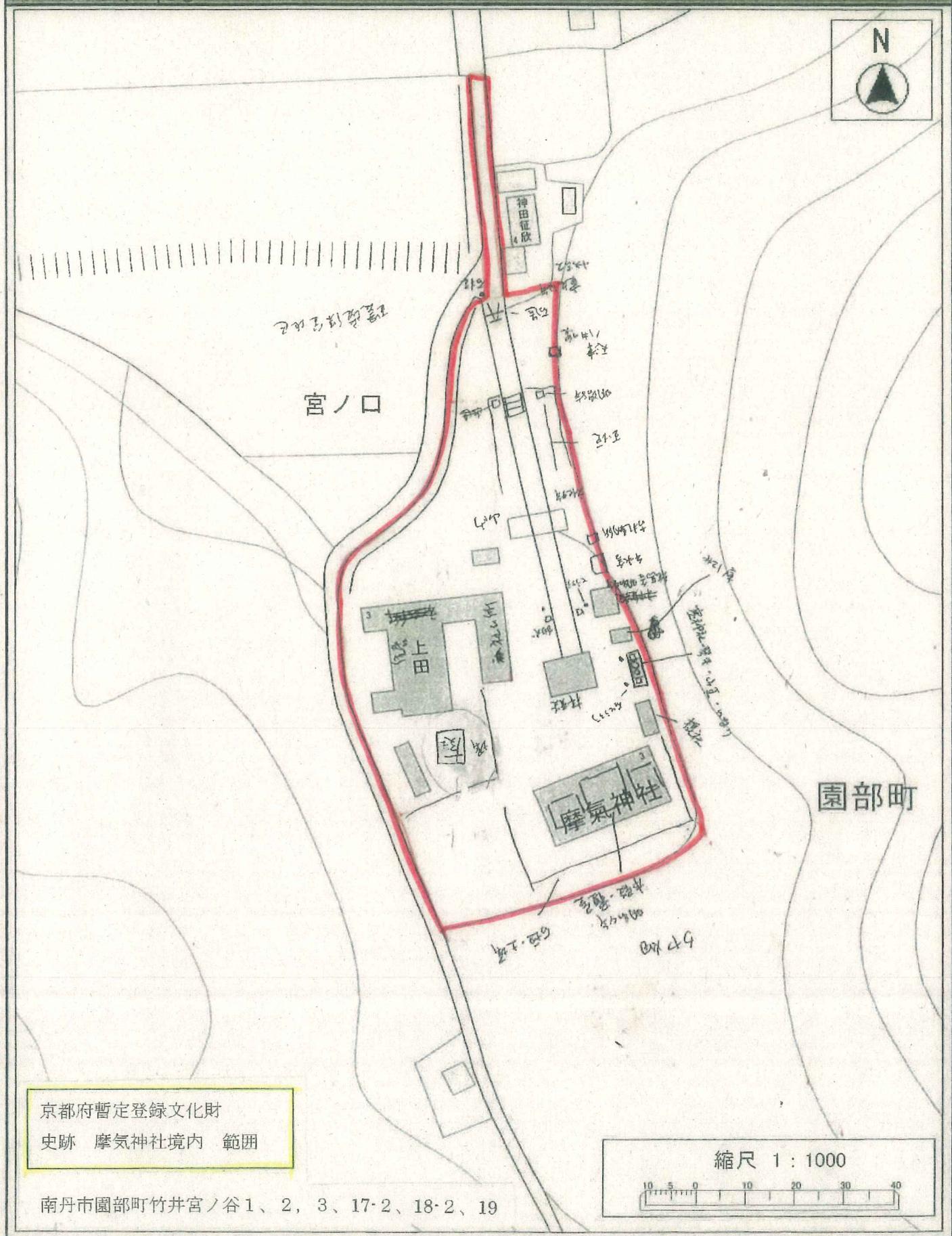


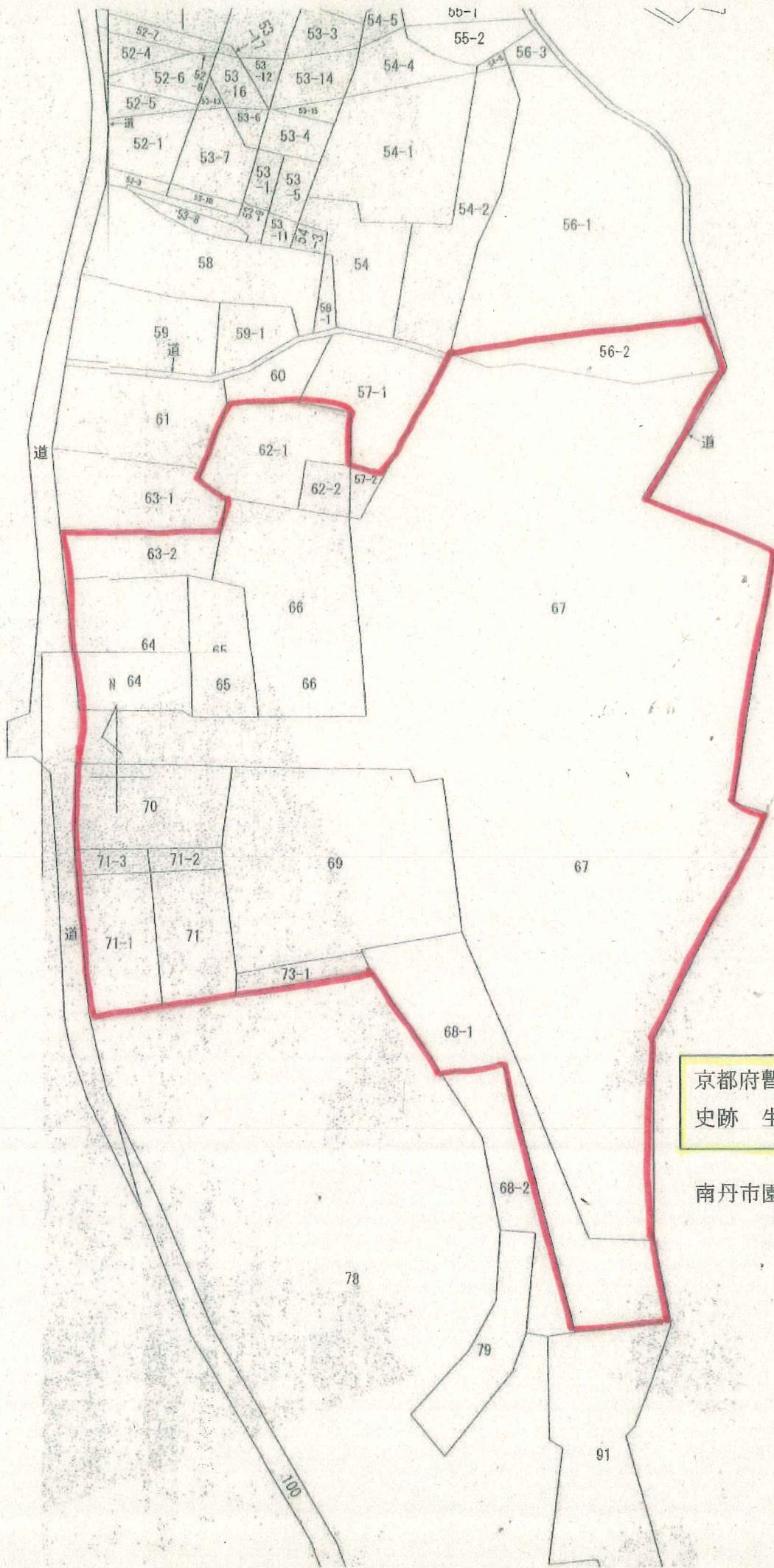
もくぞうあみだによらいざぞう
木造阿弥陀如来坐像
もくぞうかんのんぼさつざそう
木造觀音菩薩坐像
もくぞうせいしほさつざそう
木造勢至菩薩坐像(正法寺・八幡市)

美術工芸品(古文書)



おとくにでらもんじょ
乙訓寺文書(乙訓寺・長岡京市)





京都府暫定登録文化財
史跡 生身天満宮境内 範囲

南丹市園部町美園一号

暫定登録文化財調書（台帳）

区分	暫定登録	文化財の種類	有形文化財（絵画）		
文化財の名称	紙本金地著色吉野山図 六曲屏風	員数	一隻		
所在の場所	南丹市園部町埴生中西 52				
所有者	氏名 (又は法人名)	宗教法人 最福寺			
	住 所	南丹市園部町埴生中西 52			
参考	京都府指定文化財の指定及び京都府登録文化財の登録の基準 1-1-(2)-イ 絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの				
説明	山や樹木の表現に狩野派風の特徴がみられ、同派の絵師の作か。江戸時代初期の吉野屏風の遺例として重要。				
内容（寸法）	縦 151.5 cm、横 362.0 cm (品質形状) 各紙本金地著色。六曲屏風。				
報告書等	『京都の美術工芸 乙訓・北桑・南丹編』(1980) 14 頁。				
図面、写真等					



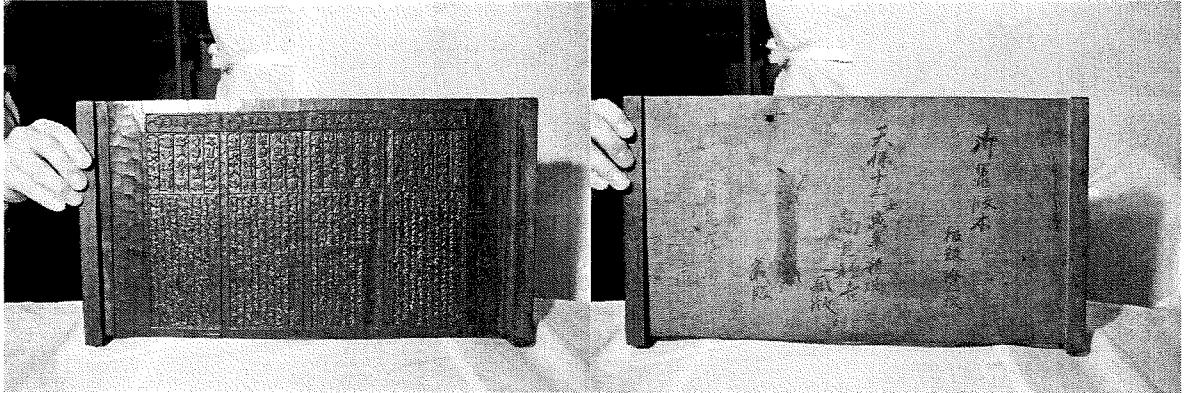
暫定登録有形民俗文化財調査調書（案）

文化財の種類		有形民俗文化財	
文化財の名称		大堰川上流域の漁撈用具	員数 73点
所在の場所		南丹市日吉町天若登地谷7番地 (南丹市日吉町郷土資料館保管)	
所有者	氏名 (又は法人名)	南丹市	
	住所	南丹市園部町小桜町47番地	
参考			
<p>説明 大堰川上流域の南丹市日吉町天若（日吉ダム水没地区）及びその周辺地域で使用された漁撈用具。特に京都と近距離のため、夏は鮎を捕獲して生きたまま運んだ歴史などを今に伝える貴重な資料群。</p>			
<p>内容（寸法）別添一覧参照 （銘文ほか）別添一覧参照 （品質形状）別添一覧参照</p>			
<p>報告書等 日吉町郷土資料館常設展示図録『日吉の歴史と文化』2000</p>			
<p>図面、写真等</p> 			

暫定登録有形民俗文化財調査調書（案）

文化財の種類		有形民俗文化財	
文化財の名称		生身天満宮祭礼絵巻	員数 1巻
所在の場所		南丹市園部町美園町1号67番地	
所有者	氏名 (又は法人名)	武部 昌英 (たけべ まさひで)	
	住所	南丹市園部町美園町1号67番地	
参考			
<p>説明 南丹市園部町の生身天満宮の宮司家である武部家に伝わる祭礼絵巻。江戸時代後期の生身天満宮で行われた祭礼の様子を描く。巻末には「孟宗山」「神楽山」が山と屋台で巡行している様子が描かれる。</p>			
<p>内容(寸法) 幅27.0cm、長さ911.8cm</p> <p>(銘文ほか) 特になし</p> <p>(品質形状) 紙本着色</p>			
<p>報告書等 植木行宣『山・鉾・屋台の祭り』白水社 2001</p> <p>園部文化博物館『生身天満宮宝物展』展示図録 2002</p>			
<p>図面、写真等</p>			

暫定登録有形民俗文化財調査調書（案）

文化財の種類		有形民俗文化財	
文化財の名称		おみくじ版木及び関連用具	員数 18点
所在の場所		南丹市園部町美園町1号68番地	
所有者	氏名 (又は法人名)	生身天満宮	
	住所	南丹市園部町美園町1号68番地	
参考		天保13年(1841)	
<p>説明 南丹市園部町の生身天満宮で使用されたおみくじの版木とその関連用具。 版木裏の墨書きから、天保13年(1841)に新調され、昭和7年(1932)に奉納されたことがわかる。</p>			
<p>内容(寸法) 別添一覧参照 (銘文ほか) 墨書き「御口版木／板数拾三枚／天保十三壬寅年新調／ 高見種吉／藏版／[]／藏版／昭和七年六月／ 高見㐂之助／奉納」 (品質形状) 木製、一部欠損</p>			
<p>報告書等 特別展覧会『神々の美の世界』産経新聞社 2004</p>			
<p>図面、写真等</p> 			

	名称	員数	法量(cm)	銘文(ほか)	備考
1	版木(おみくじ)	1	46.3 × 25.0 × 3.2		
2	版木(おみくじ)	1	46.2 × 25.2 × 3.2		
3	版木(おみくじ)	1	45.8 × 24.8 × 3.2		欠損あり
4	版木(おみくじ)	1	46.0 × 24.8 × 3.2		欠損あり
5	版木(おみくじ)	1	46.8 × 25.2 × 3.4		欠損あり
6	版木(おみくじ)	1	46.6 × 25.6 × 3.6		欠損あり
7	版木(おみくじ)	1	46.4 × 25.2 × 3.0		欠損あり
8	版木(おみくじ)	1	46.4 × 25.2 × 3.4		欠損あり
9	版木(おみくじ)	1	46.4 × 25.2 × 3.4		欠損あり
10	版木(おみくじ)	1	46.0 × 25.4 × 3.4		欠損あり
11	版木(おみくじ)	1	46.4 × 25.4 × 3.4		欠損あり
12	版木(おみくじ)	1	46.4 × 25.2 × 3.6		欠損あり
13	版木(おみくじ)	1	46.2 × 25.2 × 3.4	裏面墨書きあり 「御口版木／板数拾三枚／天保十三年寅 年新調／高見種吉／蔵版／[]／奉納」 昭和七年六月／高見達之助／奉納」	
14	版木(便箋)	1	35.0 × 25.1 × 3.2		
15	皿	1	13.4 × 3.4		
16	バレシ	1	10.6 × 3.0		
17	刷毛	1	7.0 × 8.0 × 1.2		
18	刷毛	1	9.8 × 7.0 × 1.8		



ケーブルテレビ

過去のニュース

2017年8月

2017年7月

天然記念物樹木観察バスツアー 南丹市初の指定文化財 巨木を巡る

2017年7月15日



15日、南丹市教育委員会が主催する「天然記念物樹木観察バスツアー」が行われ、南丹市や亀岡市の住民ら13人が参加しました。

今回のツアーは、今年4月に3本の樹木が南丹市指定文化財

(天然記念物)に追加されたことを受け、緑の癒しを感じながら文化財に親しんでもらおうと企画されたものです。

訪れたのは、園部町美園町の「南陽寺のカヤ」、「天引八幡神社のムクノキ」「摩氣神社 口(くち)の天狗杉」の3ヶ所と、京都府指定文化財である千妻「朝倉神社のスギ」も見学しました。

園部町竹井の摩氣神社では、社殿奥の胎金寺山(たいこんじやま)中腹に登り、「口の天狗杉」を見学しました。

口の天狗杉は高さ40メートル、幹回り6.7メートルの大木で、樹齢は300年から350年と推定されています。

手入れをされた杉とは異なり複雑に枝を伸ばす姿が印象的で、天狗が住むと言い伝えられています。

参加者は永い時を刻む立ち姿に見入り、巨木が持つ生命力を感じていました。

さくら楽習館便り

N.O. 31 歴史講座

8月21日（月）に平成29年度さくら楽習館 第4講「歴史講座」を開催しました。夏空の広がる気持ちの良い日に、35名の方が参加しました。

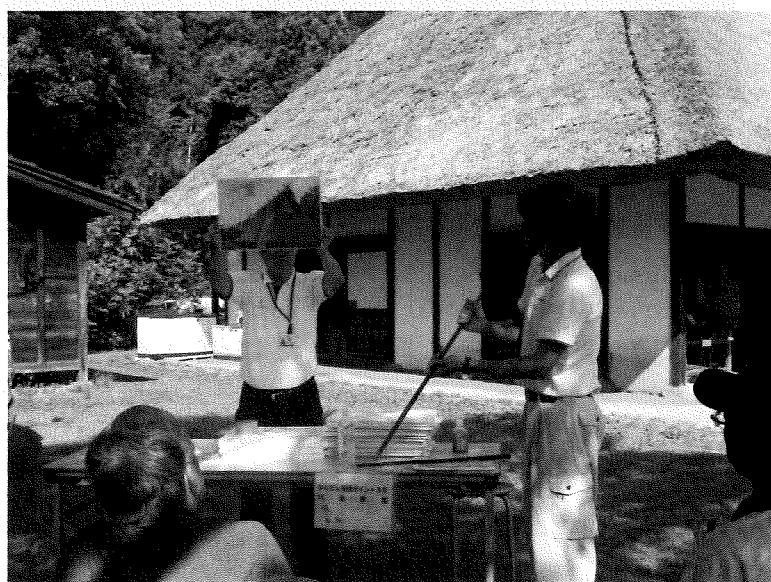
今回の講座では、南丹市のシンボルでもある「かやぶき屋根」について美山茅葺株式会社の駒さんからお話ををしていただきました。

まずは写真にある通り、屋根の素材となるススキやカヤなどを、様々な産地から持って来ていただき、



実際に違いを目にしながら解説して

いただきました。産地によって、刈り取る時期の違いや、太さ・長さなど様々な違いがあり、それを組み合わせる事によって丈夫な屋根に仕上がるとの事でした。



次に写真を見せていただきながら、全国の特徴的なかやぶき屋根について教えていただきました。みなさんご存知の白川郷の合掌造りをはじめ、養蚕のために光を取りやすい様に工夫された屋根や、L字やコの字型の屋根など、全国各地の特性や生活スタイルに合わせた屋根を紹介していただき、美山や

日吉のかやぶきとの違いも教えていただきました。



日吉町郷土資料館に天若地域から移築されたかやぶき屋根を、今夏修復しました。駒さんも実際に工事に参加されておられましたので、その時の写真を見せていただきながら、修復の方法やその際に使う道具などを紹介していただきました。修復には全部カヤを取り換える「葺き替え」や、一部を替える「差し茅」、そして今回使用された技法である「下げ葺き」があり、それぞれの利点等を詳しく説明していただきました。道具も昔の職人さんは3点のみを使っておられたとの事ですが、現在は工事で様々な土地へ赴き、その職人さんが使用されていた便利な道具も使用しておられるとの事でした。

現在では箱に収まらない事もあるとお話をされました。

後半では「井上辰夫展」を見学しました。職員から描かれた時代・背景を聞きながら鑑賞しました。今は日吉ダムの底に沈んでしまった天若の風景を色彩豊かに描かれています。また、うさぎと花が大好きだった事もあり、風景画とは違う魅力を感じるたくさんの絵が展示されました。

今回の講座では郷土資料館にある天若地域から移築されたかやぶき屋根の前で、その特徴などを学ぶ事ができました。今後違う目線から、かやぶきを見る事ができるのではないかでしょうか。参加していただいたみなさんありがとうございました。

